

第 3 2 期 事 業 報 告

〔 令和 2年4月 1日から
令和 3年3月31日まで 〕

北九州エアターミナル株式会社

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

今期の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の世界規模での発生・拡大の影響により、極めて厳しい状況が続きました。

航空業界におきましては、各国の入国規制や移動自粛等により人の移動が激減したことから、国内線・国際線ともに旅客需要は著しく減退しました。貨物輸送量については、旅客定期便の減便による輸送力不足から、上期は大きく減少しましたが、下期は、国際貨物を中心に回復してきています。

このような状況のもと、当北九州空港におきましても、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、旅客数は激減しました。国内線では、東京（羽田）線の年間旅客数は約 318 千人（前期比 25.3%）となりました。また、静岡線は年間を通じて運休となりました。沖縄（那覇）線は 4 月及び夏季のみの運航で、年間旅客数は約 4 千人（前期比 5.4%）となりました。この結果、定期路線にチャーター便を加えた年間国内線旅客数は約 323 千人（前期比 23.8%）で、約 1,032 千人の大幅減となりました。

国際線では、年間を通じて、韓国（仁川）線、韓国（釜山）線、台北（桃園）線及び中国（大連）線が全て運休となりました。

この結果、国内・国際定期路線にチャーター便を加えた年間総旅客数は約 323 千人（前期比 20.5%）で 1,256 千人の大幅減となり、新空港開港以来、過去最低の旅客数となりました。

国内航空貨物は、年間を通じた旅客便減便の影響により、年間取扱量は約 1 千 7 百トン（前期比 45.3%）となりました。

国際航空貨物は、ANA Cargo の成田→北九州→那覇線が年間を通じて運休となりましたが、大韓航空の定期路線が 10 月からは週 3 往復に増便となり、チャーター便と合わせた年間取扱量は、約 1 万 3 千 7 百トン（前期比 249.9%）と大幅に増加し、過去最高の取扱量となりました。

年間のターミナルビル来館者は約 589 千人（前期比 27.2%）となりました。

当社の経営につきましては、国内線・国際線が運休や大幅な減便となったため、空港利用者減による施設使用料収入の減少、航空会社やテナント等入居者への減免の実施、家賃収入や管理費収入の減少、直営ラウンジの臨時休業等による売上高の減少等により、当期売上高は約 496 百万円で、前期と比較し、約 447 百万円の減収となりました。

売上原価、販売費及び一般管理費は、大幅な減収の中、経費の見直しや経費削減を実施し、前期と比較し約 128 百万円の減少となりました。また、営業外収益は約 22 百万円、営業外費用は約 2 百万円となりました。

以上の結果、税引前当期純損失は約 285 百万円で、当期純損失は約 312 百万円となりました。

来期は、長引く新型コロナウイルス感染拡大の影響により国内外の旅客需要の回復は不透明であるため、引き続き、行政及び団体と連携をとり、既存航空会社やテナントへの支援を行い、路線維持や空港機能の維持に努めてまいります。また、旅客需要回復時を見据え、行政や団体と連携をとり、PR やキャンペーンを実施する等、集客対策を進めます。

あわせて、ビジネス需要については、オンライン化が進むなど全面的な回復が危惧されるため、今後の動向に注力してまいります。

航空貨物につきましては、増大する国際貨物取扱量に対応するため、地元自治体と連携し、国際貨物上屋の増設に着手するとともに、上屋の運営手法についても検討を進めてまいります。また、国際航空貨物定期路線の安定的な運航と国際貨物チャーター便の運航を支援するため、行政や団体と連携をとり、引き続き地上支援機材の整備・更新を行います。更に、滑走路3千メートルへの延伸について、国の環境影響評価（アセスメント）が進められる等、実現に向けて大きく前進しており、今後も国への要望活動を行います。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、来館者に安全に、安心して当空港ターミナルビルを利用していただくため、引き続き、館内における消毒液の設置、利用者及び勤務者へポスター掲示等による手洗いやマスク着用をはじめとする咳エチケット等の感染対策の要請、ロビーチェアの間隔の確保、手すり・エレベータのボタン等の消毒等を実施し、感染拡大防止に努めてまいります。

施設整備につきましては、引き続き施設の適切な維持管理に努め、旅客ターミナルビルの利便性と快適性の向上を図ってまいります。

来期から新規事業として開始する駐車場事業については、空港ビルと駐車場の一体運営により、利用者の利便性向上及び経営効率化を図り、空港全体の利用者増と会社の収支向上に繋げてまいります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、厳しい経営環境であるため、更なる経費削減に努めるとともに、広告等収益増に繋がる取り組みを更に強化してまいります。

（２）資金調達の状況

該当事項なし。

（３）設備投資の状況

- ①国際貨物テント倉庫の建設
- ②貨物地上支援機材の整備（パレットドーリー34台、ハイリフトローダー1台）
- ③フライトインフォメーション更新
- ④旅客ターミナルビル内コンコース空調設置工事

（４）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項なし。

（５）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項なし。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利・義務の承継の状況

該当事項なし。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項なし。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

年度 区分	平成29年度 (第29期)	平成30年度 (第30期)	令和元年度 (第31期)	令和2年度 (第32期)
売上高	922,520	970,195	943,179	495,781
当期純利益	133,090	63,198	30,307	▲312,367
1株当たり 当期純利益	1,888円34銭	896円67銭	430円01銭	▲4,431円98銭
総資産	5,080,321	5,091,169	5,030,871	4,527,405

(9) 主要な事業内容（令和3年3月31日現在）

- ①貸室業及び空港利用施設の賃貸業
- ②広告、宣伝並びに広告代理業

(10) 事業所及び従業員の状況

①事業所の所在地

北九州市小倉南区空港北町6番

②従業員の状況（令和3年3月31日現在）

- ア. 従業員数 男6名 女11名 合計17名
- イ. 平均年齢 42.6歳
- ウ. 平均勤続年数 6.74年

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項なし。

(12) 主要な借入先及び借入額

(令和3年3月31日現在)

借入先	借入額(残高)
福岡銀行	36,157千円
西日本シティ銀行	36,157千円
北九州銀行	36,157千円
福岡ひびき信用金庫	36,157千円
みずほ銀行	10,430千円

(13) 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項なし。

2. 株式に関する事項

株式の状況(令和3年3月31日現在)

①発行可能株式総数 80,000株

②発行済株式の総数 70,480株

③株主総数 73名

④発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
福岡県	20,000株	28.4%
北九州市	20,000株	28.4%

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項なし。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(令和3年3月31日現在)

地 位	氏 名	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	西田 幸生	
代表取締役専務	平床 司	
常務取締役	大脇 正人	
取 締 役	東 俊明	日産自動車九州株式会社 取締役常務執行役員
取 締 役	柚須 亮太郎	九州電力株式会社 執行役員 北九州支店長
取 締 役	澤渡 裕文	苅田町 副町長
取 締 役	安田 堅太郎	西日本鉄道株式会社 執行役員 西鉄バス北九州株式会社 代表取締役社長
取 締 役	砂川 浩	TOTO株式会社 総務本部長
取 締 役	鶴岡 直樹	株式会社ゼンリン 執行役員 社長室長
取 締 役	平尾 智賀志	ANAホールディングス株式会社 グループ経営戦略室 事業推進部 上席マネジャー
常勤監査役	田中 博幸	
監 査 役	鹿島 英樹	行橋市 総務部長
監 査 役	吉田 彰宏	株式会社北九州銀行 取締役執行役員

(注1) 取締役の東氏、柚須氏、澤渡氏、安田氏、砂川氏、鶴岡氏、平尾氏は、社外取締役。

(注2) 常勤監査役の田中氏、監査役の鹿島氏、吉田氏は社外監査役。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額
取締役	2名	15,000千円
監査役	1名	3,000千円
合 計	3名	18,000千円

(3) 社外役員に関する事項

①他の会社の社外役員の兼任状況

取締役 東 俊明氏は、株式会社スターフライヤーの社外取締役を兼務。

取締役 安田 堅太郎氏は、株式会社井筒屋の社外取締役を兼務。

②各社外役員の報酬の総額

報酬なし。

③社外役員の主な活動状況

当事業年度開催の取締役会に出席し、議案・報告事項に対する審議の中で、空港ターミナルビルの機能向上、アクセス向上、地域貢献、当社の安定経営等の観点から、必要な発言を行った。

5. 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称

公認会計士北部九州監査団

総括代表公認会計士 吉田 尚是

代表公認会計士 神尾 康生

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての内容の概要

当社は、会社法の規定に基づいて、以下の通り「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針を誠実に履行することにより、会社の業務の適法性および効率性を確保するとともに、リスクの管理に努め、社会経済情勢その他当社を取り巻く環境の変化に応じて適宜基本方針の見直しを行い、その改善充実を図っております。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会倫理の遵守や法令の遵守を徹底し、公正かつ適正な経営を実現するとともに、企業の社会的責任を果たす経営を図る。
- ② 取締役会は、法令、定款等に従い、会社の業務執行を決定する。
取締役会が行う取締役の職務の執行の監督を確保するために、取締役は、会社の業務執行状況を正しく取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ③ 取締役は、法令、定款、稟議規程等の規程に従って職務を執行することにより、適正な意思決定および業務執行を確保する。

(2) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 使用人が常にコンプライアンスを意識して職務を執行することを確保するために前記(1)の①の実践的運用と徹底を図る。特に、空港管理規則、消防法等の空港ビルを運営するに必要な関連法規、企業情報(個人情報を含む)の厳重管理等については、その教育、啓発に注力する。
- ② 職制を通じて適正な業務執行の徹底および管理を行う。問題が発生した場合は、就業規則に従って適正かつ厳正に処分するとともに、直ちに再発防止策を講じる。
- ③ 定期的な内部監査を実施することにより、使用人による職務執行の法令及び定款への適合性を点検する。
- ④ 使用人の法令、定款、各種規程を遵守した職務執行を確保するために、通報を受け付ける通報窓口を社内に設けるとともに、通報者に対する不利益取扱いの防止を保証する。これらを通じて、内部通報制度の円滑な運営を図る。

(3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る文書(電磁的記録も含む)及びその他重要な情報を法令及び社内規程(文書管理規程)に基づき適正に保存及び管理する。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

(4) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する規程を策定し、リスク管理体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを特定した上で、リスクへの適切な対応を図る。
- ② 取締役会にリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を整備する。
- ③ 不測の事態が発生した場合には社長が指揮する対策本部を設置し、迅速な対応をとり、損害を最小限に抑える体制を整える。

(5) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を3ヶ月に1回定時に開催又は必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議して議決するほか、取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ② 取締役会に付議又は報告する事項については、事前に関係部署において十分な検討を行ったうえで、取締役会に上程する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会から監査役の職務を補助する使用人を置くことを求められた場合には、監査役会と協議のうえ合理的な範囲で配置するものとする。
- ② 当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
- ③ 配置された補助者は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、当社取締役からの指揮は受けないものとして独立性及び実効性を確保する。

(7) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会等の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けるものとする。
- ② 監査役が取締役又は使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備する。
- ③ 報告を行ったものが、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないよう、当社内部通報制度に基づき当該報告者を適切に保護する。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をした場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ② 監査役が職務遂行上必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなどの必要な費用を認める。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、総務部が監査役の業務を補助する。
- ② 監査役は、会計監査の検査結果について疑義がある場合は、会計監査人との面談を持ち、会計監査人の検査結果について協議する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- (1) 平成27年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に対応し、平成27年6月4日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めています。
- (2) 当事業年度において、取締役会を5回開催し、各議案の審議および重要な業務執行の状況について報告がなされ、業務執行状況の監督がなされております。
- (3) 監査役は当社代表取締役及び取締役、会計監査人との間で意見交換を行い、情報の連携を図っております。
- (4) 法令や定款に反する行為に関しては、社内通報制度を整備し、モニタリング強化を図ることで、コンプライアンス、リスクマネジメントの強化につなげております。

貸借対照表

《令和3年3月31日現在》

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	632,919,992	【流動負債】	228,175,957
現金・預金	557,242,360	買掛金	503,567
未収入金	65,262,696	未払金	82,962,278
商品	576,798	一年以内返済長期借入金	59,976,000
貯蔵品	1,475,535	リース債務	1,846,410
前払費用	8,362,603	未払費用	2,180,200
		未払法人税等	8,576,700
		前受金	27,126,936
		預り金	798,386
【固定資産】	3,894,485,227	預り保証金	5,625,480
(有形固定資産)	3,656,213,708	賞与引当金	3,580,000
建物	3,503,610,397	預り建設協力金	35,000,000
構築物	42,325,800	【固定負債】	319,423,405
工具器具備品	80,029,848	長期借入金	95,082,000
機械装置	38,606	預り敷金	28,001,400
車両運搬具	27,670,871	預り保証金	22,954,120
リース資産	2,538,186	長期リース債務	1,002,304
		退職給付引当金	16,120,100
(無形固定資産)	291,819	預り建設協力金	35,000,000
電話加入権	124,984	資産除去債務	121,263,481
水道施設利用権	16,875	負債合計	547,599,362
供給施設利用権	149,960	純 資 産 の 部	
		【株主資本】	4,052,495,857
(投資その他の資産)	237,979,700	資本金	3,524,000,000
投資有価証券	237,679,700	利益剰余金	528,495,857
出資金	300,000	その他利益剰余金	528,495,857
		繰越利益剰余金	528,495,857
		【評価・換算差額等】	▲72,690,000
		その他有価証券評価差額金	▲72,690,000
		純資産合計	3,979,805,857
資産合計	4,527,405,219	負債・純資産合計	4,527,405,219

損益計算書

《自 令和 2 年 4 月 1 日》

《至 令和 3 年 3 月 31 日》

(単位：円)

科 目	金 額	
I 売上高		495,780,520
売上高	13,130,510	
家賃収入	175,514,796	
管理費収入	143,530,883	
設備使用料収入	123,574,291	
広告料収入	40,030,040	
II 売上原価		3,800,201
売上総利益金額		491,980,319
III 販売費及び一般管理費		797,675,375
営業損失金額		305,695,056
IV 営業外収益		21,947,076
受取利息	9,162	
受取配当金	9,000	
雑収入	19,708,203	
保険金収入	2,220,711	
V 営業外費用		1,641,200
支払利息	1,641,200	
経常損失金額		285,389,180
VI 特別利益		6,667,100
補助金	6,667,100	
VII 特別損失		6,060,999
器具備品圧縮損	6,060,999	
税引前当期純損失金額		284,783,079
法人税、住民税及び事業税	1,062,235	
法人税等調整額	26,521,197	27,583,432
当期純損失金額		312,366,511

株主資本等変動計算書

《自 令和 2年 4月 1日》

《至 令和 3年 3月 31日》

(単位:円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金		
				繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	3,524,000,000	0	0	840,862,368	840,862,368	4,364,862,368
当期変動額						
当期純損失金額				312,366,511	312,366,511	312,366,511
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	-	-	-	▲312,366,511	▲312,366,511	▲312,366,511
当期末残高	3,524,000,000	0	0	528,495,857	528,495,857	4,052,495,857

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	▲24,708,626	▲24,708,626	4,340,153,742
当期変動額			
当期純損失金額			312,366,511
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	▲47,981,374	▲47,981,374	▲47,981,374
当期変動額合計	▲47,981,374	▲47,981,374	▲360,347,885
当期末残高	▲72,690,000	▲72,690,000	3,979,805,857

注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法によって処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品に関して、最終仕入原価法による低価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

・・・定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物及び建物附属設備ならびに平成28年4月1日以降に取得した構築物については定額法）を採用しております。

無形固定資産・・・定額法を採用しております。

リース資産・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

一括償却資産・・・発生年度から3年間で均等償却しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金・・・従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

退職給付引当金・・・従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付の見込額に基づき必要額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記表

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,311,301 千円

2. 圧縮記帳

有形固定資産の取得価額から控除されている補助金による圧縮記帳累計額

建物	41,605 千円		
構築物	8,147 千円		
機械装置	32,699 千円		
車両運搬具	205,019 千円		
器具備品	88,219 千円	計	375,692 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における発行済株式数 普通株式 70,480 株

注記表

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳の注記

繰延税金資産	(単位：千円)
税務上の繰越欠損金	86,854
賞与引当金	1,254
未払事業税・事業所税	1,589
退職給付引当金	4,902
資産除去債務	36,876
投資有価証券	22,105
繰延税金資産小計	153,581
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△86,854
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△48,347
評価性引当額小計	△135,201
繰延税金資産合計	<u>18,379</u>
繰延税金負債	
有形固定資産	△18,379
繰延税金負債合計	<u>△18,379</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u><u>0</u></u>

注記表

金融商品に関する注記

1. 金融商品の時価等に関する事項

当期末の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	557,242	557,242	—
(2) 未収入金	65,262	65,262	—
(3) 投資有価証券	237,164	237,164	—
資 産 計	859,669	859,669	
(4) 買掛金及び未払金	83,465	83,465	—
(5) 一年以内返済長期借入金	59,976	59,976	—
(6) 預り保証金（流動負債）	5,625	5,625	—
(7) 預り建設協力金（流動負債）	35,000	35,000	—
(8) 長期借入金	95,082	92,579	△2,502
(9) 預り敷金	28,001	24,705	△3,296
(10) 預り保証金（固定負債）	22,954	21,387	△1,566
(11) 預り建設協力金（固定負債）	35,000	33,660	△1,339
負 債 計	365,104	356,400	

(1) 現金及び預金、(2) 未収入金、(4) 買掛金及び未払金、(5) 一年以内返済長期借入金、(6) 預り保証金（流動負債）及び(7) 預り建設協力金（流動負債）
これらは短期間で決済されるため、当該帳簿価額によっています。

注記表

(3) 投資有価証券

これらの時価については、上場株式であり取引所の価格によっています。

非上場株式（貸借対照表計上額 515 千円）は、市場価格がないため時価を把握することが極めて困難と認められるため、投資有価証券に含めません。

(8) 長期借入金、(9) 預り敷金、(10) 預り保証金（固定負債）及び(11) 預り建設協力金（固定負債）

これらの時価について、長期借入における毎年の返済額から、同様に新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しています。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、北九州空港ターミナルビル内において、賃貸用施設を有しております。

2. 賃貸業等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
3,503,610	3,223,079

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（建築費指数を用いて行ったものを含む。）であります。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	56,467 円 16 銭
一株当たり当期純損失金額	4,431 円 98 銭

注記表

その他の注記

1. 資産除去債務に関する注記

国有財産法第18条第6項及び第19条の規定により空港及び空港ビルに係る敷地を賃借するものですが、大阪航空局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は自己の負担で大阪航空局長の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければなりません（国有財産使用許可書第9条）。この規定により、空港ビルの使用可能期間を約45年と見積り、また割引率は無リスクである20年国債の利子率を採用し、空港ビル等の解体費用を見積り計上するものです。

また、第25期事業年度において、航空会社事務所棟及びテナント施設棟を建設し、運用を開始しました。これにより新たに発生した資産除去債務の見積りにあたっては、当施設の使用可能期間を約37年と見積り、割引率は既存施設と同じく無リスクである20年国債の利子率を採用し、当施設の解体費用を見積り計上しています。

その結果、当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりです。

期首残高	118,687千円
時の経過による調整額	<u>2,576千円</u>
期末残高	<u>121,263千円</u>

(謄 本)

独立監査人の監査報告書

令和3年5月18日

北九州エアターミナル株式会社
取締役会 御中

公認会計士北部九州監査団事務所
福岡県北九州市
統括代表
公認会計士 吉田 尚是 ㊞
代 表
公認会計士 神尾 康生 ㊞

監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北九州エアターミナル株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、総務部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する内容及び当該整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「公認会計士北部九州監査団」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月28日

北九州エアターミナル株式会社 監査役会

常勤監査役 田中 博幸 ㊞

監査役（社外監査役） 鹿島 英樹 ㊞

監査役（社外監査役） 吉田 彰宏 ㊞